



## 入学案内(応募書類)の請求方法

①

スマホ・パソコン  
で請求

当養成所のホームページまたは、  
右記の二次元コードよりご請求ください。

HP <http://www.aigo.or.jp/yoseijo/>



②

FAXで請求

以下の項目を全てご記入の上、送信ください。

FAX **03-3431-1803**

③

郵送で請求

以下の項目を全てご記入の上、郵送ください。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階  
日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所 宛て

| 希望部数  | 部                                                                                                                                                                                             |  |        |            |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|------------|
| フリガナ  |                                                                                                                                                                                               |  | 施設・事業所 |            |
| 氏 名   |                                                                                                                                                                                               |  |        |            |
| 職 種   |                                                                                                                                                                                               |  | 電話番号   | — — 実務経験 年 |
| 送付先住所 | 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/><br>都 道 府 県<br>_____ |  |        |            |

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
**社会福祉士養成所**

**TEL (03) 3438-0984**  
FAX (03) 3431-1803 <http://www.aigo.or.jp/yoseijo/>  
〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階



暮らしを守る 福祉の力



通 信 課 程

# 社会福祉士養成所

第38期生

受 講 生 募 集



公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
**社会福祉士養成所**

働きながらも安心して学べる  
通信教育システムです。

第38期生 | 受 | 講 | 生 | 募 | 集 |

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)対象講座【再指定・変更申請中】 定員300名

入学資格

- 大学等を卒業した方
- 4年以上の実務経験がある方
- 短期大学・専門学校(3年制)を卒業し、1年以上の実務経験がある方
- 短期大学・専門学校(2年制)を卒業し、2年以上の実務経験がある方

※実務経験とは社会福祉施設等において相談援助業務に従事していたものをいい、職種が法令で定められています。

募集期間

推薦募集  
2025年11月1日～2026年4月20日 必着  
※入学選考料5,500円が免除となります。

第1期募集  
2025年11月1日～2025年12月1日 必着  
※早期出願割引対象(入学選考料2,200円引き)となります。

第2期募集  
2025年12月2日～2026年1月15日 必着  
※早期出願割引対象(入学選考料2,200円引き)となります。

第3期募集  
2026年1月16日～2026年3月2日 必着

第4期募集  
2026年3月3日～2026年4月20日 消印有効

※定員に達し次第、募集終了となります。  
※教育訓練給付制度【専門実践教育訓練】は、事前にご自身でハローワークに手続きをしていただく必要があります。そのため、[4期募集]応募者は手続きに間に合わない場合があります。詳細は所管のハローワークにお問い合わせください。  
※介護福祉士等修学資金貸付制度は、募集期間が定められているため[4期募集]応募者は手続きに間に合わない場合があります。詳細は各都道府県の社会福祉協議会にお問い合わせください。

授業料等

- 入学金 33,000円(税込)
- 授業料 (1年6ヶ月分)  
実習免除の方 253,000円(税込) 2回に分けての分割納入が可能です。
- 授業料 (1年6ヶ月分)  
実習が必要な方 451,000円(税込) 実習費198,000円(税込)を含みます。

※スクーリング代は、授業料に含まれます。  
※入学前に指定施設・事業所において相談援助の業務のある方は、実習が免除となります。  
※テキスト代(約55,000円)は別途必要です。

修業期間

2026年5月16日～2027年11月15日

入学選考料

- [第1期募集][第2期募集]… 3,300円(税込)  
※入学選考料免除者は除きます。早期出願割引後の金額です。
- [第3期募集][第4期募集]… 5,500円(税込)  
※入学選考料免除者は除きます。

スクーリングについて

東京・大阪・福岡で開催予定

スクーリング会場(予定)

- ・東京会場 / ビジョンセンター浜松町
- ・大阪会場 / 梅田スカイビル
- ・福岡博多会場 / リファレンス駅東ビル

※対面で行うことが定められておりますが感染症や天災等の理由により、日程や会場の変更もしくは、国からの通知等によりインターネットを使用した授業に代替する場合があります。

暮らしを守る 福祉の力



社会福祉士養成所とは

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士を養成し、社会福祉の向上に寄与することを目的とし、主として通信の方法で社会福祉士国家試験受験資格を取得できるよう日本知的障害者福祉協会が設置したものです。

社会福祉士養成所 8 の特徴

- 1 社会福祉士養成機関のパイオニア  
法律制定当初から開設をしており、福祉現場で働く方々のキャリアアップに貢献しています。
- 2 多彩な講師陣  
大学教授や現場のスペシャリスト等、各分野の専門家が指導いたします。
- 3 修了率9割超※  
修了まで心を込めてサポートします。  
※昨年度までの入学者に占める全修了者の割合です。
- 4 国家試験合格率69.0%※  
修了者の合格率は高水準を維持しています。  
※昨年度までの修了者に占める全合格者の割合です。
- 5 参加しやすいスクーリング日程  
3日間×2回、土・日を含む日程で設定しています。  
※感染症や天災等の理由により、会場・日程の変更もしくは、インターネットを使用した授業に代替する場合があります。
- 6 国家試験対策も充実  
国家試験対策講座の開講やメールマガジンによるフォローアップを行っています。
- 7 修学資金等貸付制度対象講座  
月額5万円以内で修学資金の貸付を受けられます。  
※詳細は各都道府県の社会福祉協議会にお問い合わせください。
- 8 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)対象講座【再指定・変更申請中】  
1年6ヶ月の修業期間に支払った学費の最大80%が支給されます。



### 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練)とは

1年6ヶ月の修業期間に支払った学費の

最大 80%※1 が支給されます。

受講開始から修了まで

受講中 50%※2 支給

さらに 要件を満たすと追加支給

修了後 20%※3 支給

さらに 要件を満たすと追加支給

資格取得・就職後 10%※4 支給

※1 一定の要件を満たす対象者※に対し、本人が支払った教育訓練経費の最大80%が公共職業安定所(ハローワーク)より支給されます。  
※2 受講中の50%支給については、受講開始日から6ヶ月ごとに本養成所が定める受講認定基準を満たす必要があります。  
※3 修了後の20%追加支給については、社会福祉士国家資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合(すでに雇用されている場合を含む)に支給されます。  
※4 修了後、資格取得・就職して、賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、さらに10%が追加で支給されます。  
※5 教育訓練給付制度【専門実践教育訓練】は、事前にご自身でハローワークに手続きをしていただく必要があります。そのため、[4期募集]応募者は手続きに間に合わない場合があります。詳細は所管のハローワークにお問い合わせください。  
※①雇用保険の被保険者(在職者):受講開始日に支給要件期間が3年以上ある方  
②被保険者でない方(離職者):離職日以降受講開始日までが1年以内であり支給要件期間が3年以上ある方  
③②とも初めて本給付を受ける場合は支給要件期間2年以上あれば可能  
③前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日まで新たに3年以上被保険者期間がある方